誓約書兼同意書

「西条・山と水の基金」報奨事業の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

１　暴力団等を排除する措置について

　　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、西条・山と水の環境機構（以下当機構）が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

(1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所

を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う

　　おそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」とい

う。）である者

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関

与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難

されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に

関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜

を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(4) 前３号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を

有している者

(5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

２　調査及び違反等に対する処分について

同報奨事業に関して、当機構から追加資料及び現地調査等を求められた場合には、誠意を持って応じます。また、次の各号のいずれかに該当すると当機構に認められた場合は、報奨金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した報奨金があるときは、その全部又は一部の返還に応じ、虚偽のあった事実を氏名等とともに公表することを承諾します。

(1) この要綱の規定又は報奨金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) その他当機構が不適当と認めるとき。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 年 月 日

西条・山と水の環境機構　御中

住　　　　　　　所：

名　　　　　　　称：

団　　　体　　　名：

代表者の役職・氏名：